

# 福山市工事検査技術基準

## (目 的)

- 1 この技術基準は、福山市工事検査規程により実施する検査について、必要な技術的事項を定めることにより、円滑かつ適正な検査の執行を図ることを目的とする。

## (検査の基準)

- 2 土木に関する工事は別に定める土木工事検査技術基準を、また、建築に関する工事は別に定める建築工事検査技術基準を適用する。

## 附 則

この基準は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、2015年（平成27年）7月1日から施行する。

# 土木工事検査技術基準

(適用範囲)

第1 この技術基準は、福山市工事検査規程により実施する土木に関する工事の検査について適用する。

(検査の内容)

第2 検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事関係図書
- (2) 実施状況
- (3) 位置、出来形、品質及び出来ばえ

(検査の方法及び基準)

第3 検査の方法及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係図書（施工計画書、実施工程表、施工図等、工事の記録、その他必要と認める書類等をいう。）の検査は、当該書類の整備状況を設計図書及び仕様書等（共通仕様書、指針、基準等をいう。以下「設計図書等」という。）と対比して適否を判定するものとする。
- (2) 実施状況の検査は、施工管理（施工計画、工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等その他の施工状況に関する各種の記録等をいう。）及び現場管理（仮設計画、安全管理、現場内の整備状況等をいう。）の状況を設計図書等と対比して、施工内容の適否を判定するものとする。
- (3) 位置、出来形、品質及び出来ばえの検査は、実地において行うものとし、位置、出来形、品質については、設計図書等と対比して、別表の検査基準に基づき適否を判定するものとする。ただし、特別な事由により実地にて検査できない場合は、工事写真、出来形及び品質管理の記録等により、適否を判定することができるものとする。また、外部からの観察及び施工管理の資料等により、適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて最小限度破壊して検査を行うものとする。出来ばえについては、観察により適否を判定するものとする。

(検査の準備)

第4 検査の円滑化を図るため、検査を実施するに当たっては、原則として次の各号に掲げるものを準備するものとする。

- (1) 書類
  - ア 施工計画書
  - イ 施工図
  - ウ 出来形及び品質管理の資料
  - エ 工程管理の資料
  - オ 工事写真

カ その他必要と認められる書類

- (2) 検査に必要な器具等
- (3) 検査時に必要とする交通整理員及び交通安全器具
- (4) 工事完成区間内の測点，測点距離及び主要構造物の各種寸法のペイント等による明示  
(検査の合否判定)

第5 検査の合否判定の基準は，次によるものとする。

- (1) 観察により適合し，かつ，測定値又は施工管理の資料による値が，規格値以内である場合は合格とする。
- (2) 測定値又は施工管理の資料による値が，規格値の上限を上回った場合は，機能上支障がなければ合格と認めることもある。
- (3) 観察により不適合がある場合及び測定値又は施工管理の資料による値が，規格値の下限を下回った場合は不合格とする。
- (4) 各工種において，測定値及び施工管理の資料による値が規格値内であっても，すべて基準値を下回る場合は不合格とする。

## 別 表

### (検査の基準)

#### 1 共通事項

- (1) 検査員が特に必要と認めた場合には、次表の検査要領欄に掲げる事項以外の事項を指定して検査することができる。
- (2) 図面及び特記仕様書等で管理基準（規格値，施工管理基準，管理方法をいう。以下同じ。）が示されている場合は，当該管理基準を優先するものとする。
- (3) 次表に定められていないものは，広島県土木工事施工管理基準に準拠するものとする。
- (4) 工事内容等により本基準を適用することが不適当な場合は，適宜決定し実施するものとする。

#### 2 出来形規格値及び検査事項

##### (1) 各工種共通

ア 基準高の規格値は，設計図書に明示されているもの及び路側構造物を対象とする。

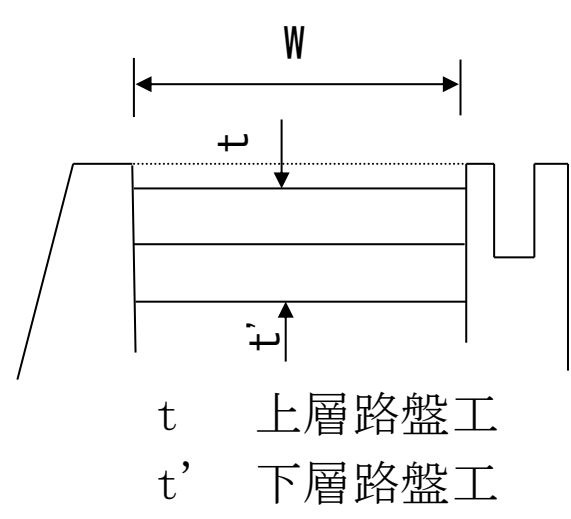
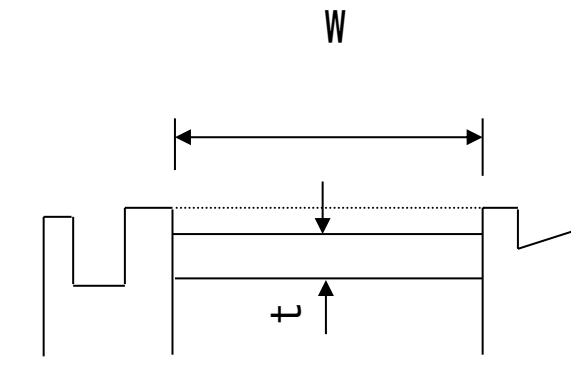
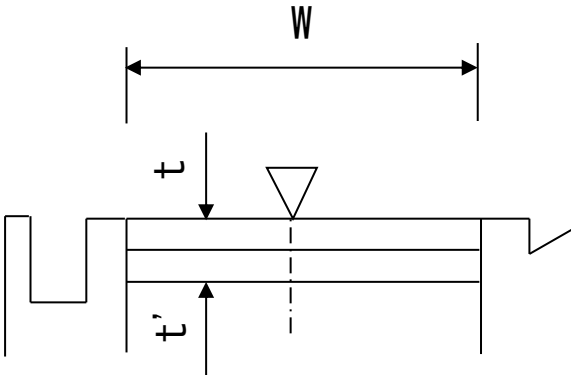
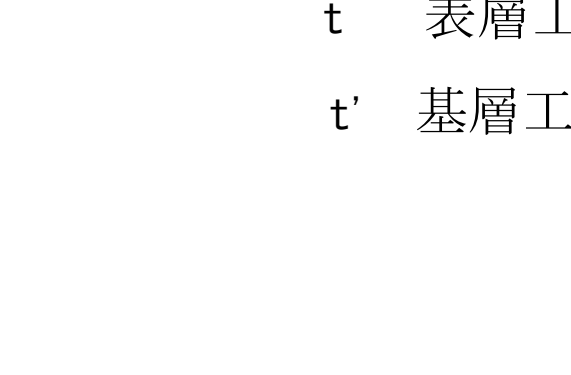
イ 施工延長の規格値は，施工延べ延長を対象とする。

- (2) 次表の参考欄の施工管理基準は，標準的なものを記載した。

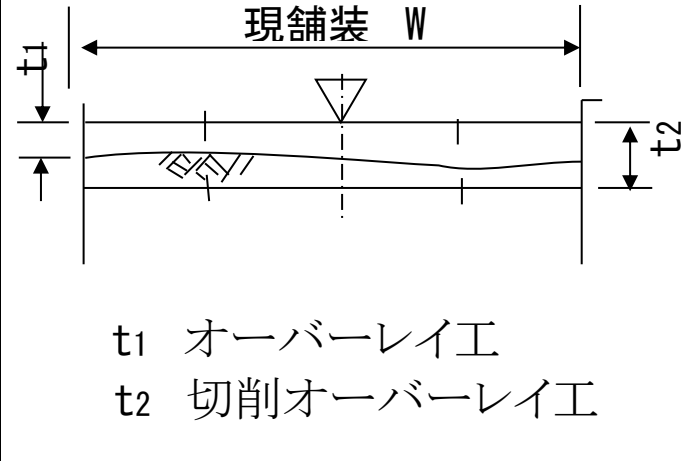
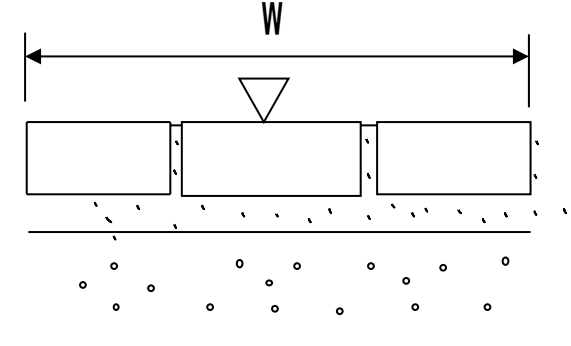
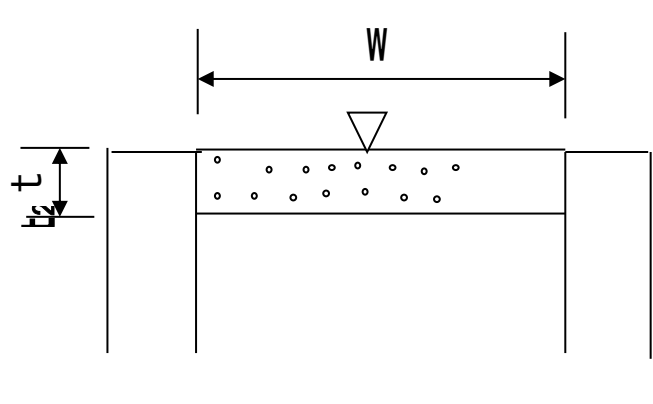
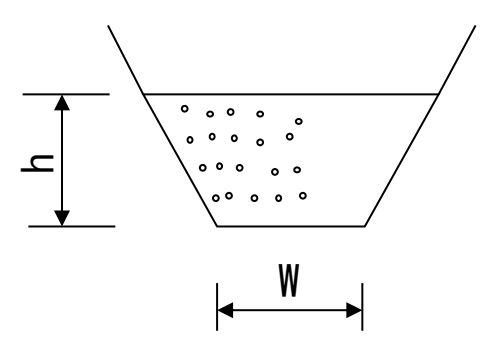
【検査の基準：出来形】

工 種	測 定 項 目	出 来 形 規 格 値 m m	検 査 要 領	摘 要 (▽は基準高の測定箇所)	参 考	
					施 工 管 理 基 準	
土 工	切土・盛土 (敷地造成工)	基準高 切土 " 盛土 法 長 $l < 5m$ 切土 盛土 法 長 $l \geq 5m$ 切土 盛土 幅 W	-50~+100 -50 -200 -100 法長の-4% 法長の-2% -200	適 宜		施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。なお、道路土工の基準高は道路中心線も測定。
基 礎 工	基礎工(護岸) 砂基礎	幅 W 厚 さ t 延 長 L	-30 -30 各構造物の規格値による	適 宜		施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
擁 壁 工・護 岸 工	コンクリート被覆工 (天端被覆工) 小段・平張工 土間コンクリート	基準高 幅 W 厚 さ t 基礎厚さ t' 延 長 L	±50 -50 -10 -45 -200	適 宜		施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
法 面 工	羽口工 (じゃかご)	法 長 $l < 3m$ " $l \geq 3m$ 厚 さ t 延 長 L	-50 -100 -50 -200	適 宜		施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所又は測点毎。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。
砂 防 工	流路工	基準高 幅 W 厚 さ t 延 長 L	±30 -100 -30 -100	適 宜		基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。厚さは、目地及びその中間点で測定。

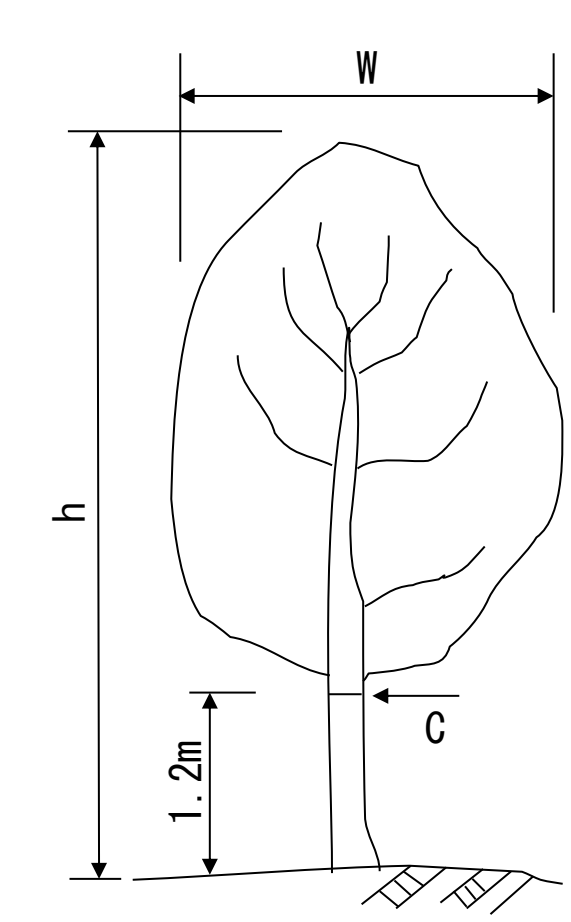
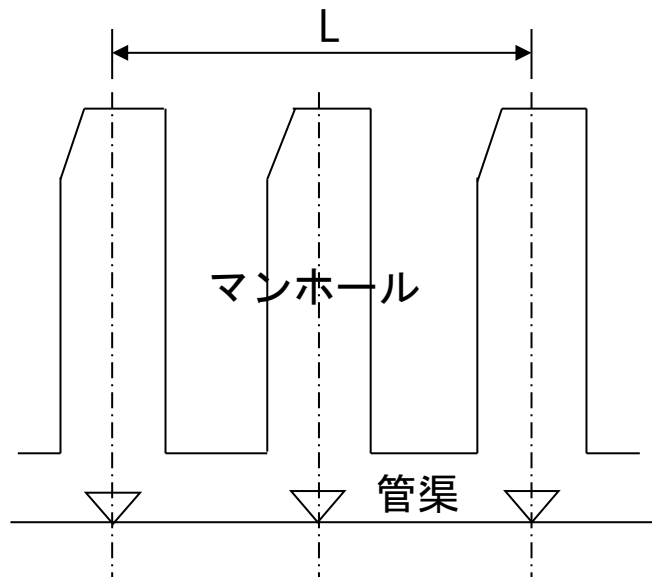
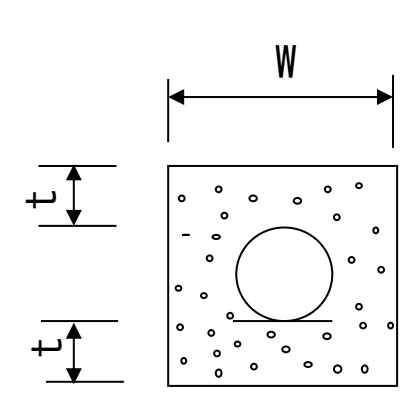
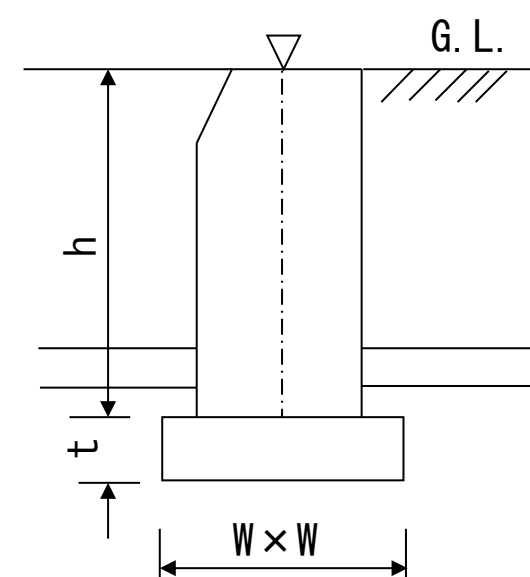
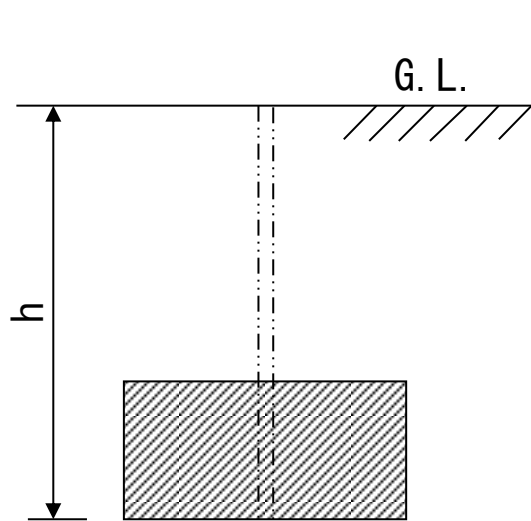
【検査の基準：出来形】

工 種	測 定 項 目	出 来 形 規 格 値 mm	検 査 要 領	摘 要 (▽は基準高の測定箇所)	参 考	
					施 工 管 理 基 準	
舗 装 工	下層路盤工 (アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工, 排水性舗装工, コンクリート舗装工, 薄層カラー舗装工, ブロック舗装工)	厚 さ t' 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 基準高	-45 -5 -10 -50 -200 ±50	適 宜 施工面積200㎡以上は、コア採取1個以上。		基準高と幅の管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。 なお、厚さの掘り起こしは、各車線200m毎に1箇所 で測定。
	上層路盤工 (粒度調整路盤工, セ メント(石灰)安定処理 工) ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 ②コンクリート舗装工 薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 厚さ② t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 基準高	-30 -5 -8 -30 -4 -6 -50 -200 ±50			基準高と幅の管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。 なお、粒度調整路盤工の厚さの掘り起こしは、各車線200m毎に1箇所 で測定。セメント(石灰)安定処理工の厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。
	上層路盤工 (加熱アスファルト安 定処理工) ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト 舗装工 ②薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 厚さ② t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 基準高	-20 -4 -6 -20 -3 -4 -50 -200 ±50			基準高と幅の管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。 なお、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。
透水性舗装路盤工 歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	厚 さ t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 基準高	(t ≥ 15の場合-45) -30 -5 -8 -100 -200 ±50	適 宜		基準高と幅の管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。 なお、厚さは掘り起こしは、各車線200m毎に1箇所 で測定。	
アスファルト中間層 コンクリート舗装工	厚 さ t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L	-12 -1 -2 -25 -200	適 宜 施工面積200㎡以上は、コア採取1個以上。		基準高と幅の管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。 なお、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	
基層工 ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト 舗装工 ②薄層カラー舗装工 ブロック舗装工	厚さ① t' 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 厚さ② t' 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L	-12 -2 -3 -12 -1 -2 -25 -200	適 宜 施工面積200㎡以上は、コア採取1個以上。		維持工事については、平坦性の項目を省略することが出来る。	
表層工 ①アスファルト舗装工 半たわみ性舗装工 排水性舗装工 グースアスファルト 舗装工 透水性舗装工 歩道・取合・路肩舗装 薄層カラー舗装工 薄層舗装工 ②コンクリート舗装版 工	基準高 厚さ① t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 厚さ② t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 平坦性	±30 -9 -1 -2 -10 -1 -2 -25 -200	3m <sup>φ</sup> プロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			

【検査の基準：出来形】

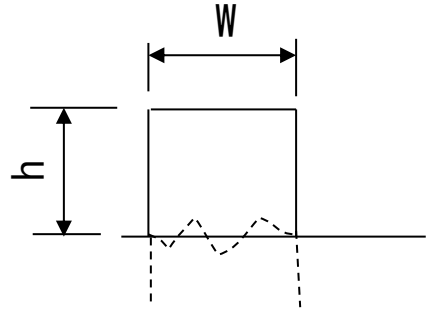
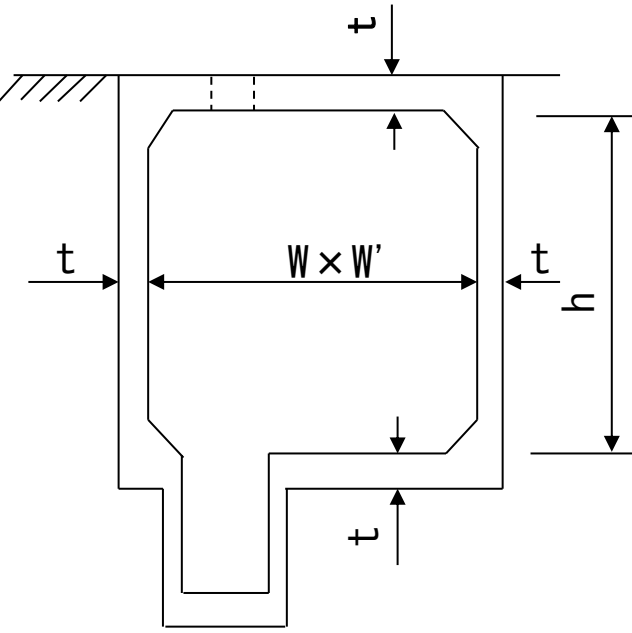
工 種	測 定 項 目	出 来 形 規 格 値 mm	検 査 要 領	摘 要 (▽は基準高の測定箇所)	参 考	
					施 工 管 理 基 準	
舗 装 工	橋面舗装工	厚 さ t 個々 幅 W 延 長 L	-9 -25 -200	適 宜		幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、道路中心線及び端部で測定。ただし、厚さの管理は下がりで行うこと。 なお、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。  ※アスファルト舗装工(表層工)に準ずる
	オーバーレイ工 切削オーバーレイ工	基準高 厚さ t1, t2 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L 平坦性	±30 -9 -2 -3 -25 -100 3m <sup>φ</sup> プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)  (σ) 1.75mm以下	適 宜  施工面積200㎡以上は、コア採取1個以上。	 t1 オーバーレイ工 t2 切削オーバーレイ工	幅と厚さは40m毎又は測点毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長が40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事については、平坦性の項目を省略することが出来る。
	景観(ブロック)舗装工 (インターロッキング、レンガ、タイル、平板等)	基準高 幅 W 延 長 L	±30 -25 -200	適 宜		幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、端部で測定。ただし、厚さの管理は下がりで行うこと。  ※ブロック舗装工(基層工)に準ずる
	景観(土系)舗装工	基準高 厚 さ t 個々 " $\bar{x}$ 3 " $\bar{x}$ 6 幅 W 延 長 L	±30 -30 -5 -8 -50 -200	適 宜  施工面積200㎡以上は、コア採取1個以上。		幅と厚さの管理は延長40m毎に1箇所又は測点毎の割とし、端部で測定。ただし、厚さの管理は下がりで行うこと。 なお、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。  ※アスファルト舗装工(上層路盤工)に準ずる
公 園 工	植栽用客土	幅 W 厚 さ h	-50 -50	適 宜		延長20m又は測点ごと。ただし、2箇所以上。

【検査の基準：出来形】

工 種	測 定 項 目	出 来 形 規 格 値 mm	検 査 要 領	摘 要 (▽は基準高の測定箇所)	参 考
					施 工 管 理 基 準
公園工	植栽工 (高木, 中木, 低木, 苗木) 伐採木	樹 高 h  幹周・コンテナ径 C  枝張・葉張 W	設計値 ≤ h 上限は上位階級の 寸法値を目安と する。  設計値 ≤ C 上限は上位階級の 寸法値を目安と する。  設計値 ≤ w 上限は上位階級の 寸法値を目安と する。	適 宜    ・Wに長短がある場合は、最長と最短の平均をWとする。	本数は全数。 h, C, Wは、高中木は施工本数の20%程度、伐採木は全数。低木, 苗木は、種類ごとに1本以上、かつ施工本数の2%程度以上。  (参考) ・ヤシ類などの特殊樹で、幹高の場合は、幹部の垂直高をいう。 ・hには、先端は含まない ・1.2mの位置に分枝がある場合は、その上部の幹周をCとする。 ・幹が2本以上のCは、各々のCの合計の70%。
下水道	開削工 管布設	基準高 幅 W 厚さ t 延長 L < 100m L ≥ 100m	± 30 - 50 - 30  - 200 - 0.2%	適 宜  	管理点ごと。
	推進工	基準高 延長 L < 100m L ≥ 100m	± 50  - 200 - 0.2%		
	マンホール工 (450mm枠含む)	基準高 壁高 h 基礎厚さ t " 幅 W	± 30 ± 30 - 30 - 50	適 宜  	マンホールごと。
	取付管工	(取付管及びますの据付状況)	—	適 宜	1 施工箇所ごと。
	地盤改良工 注入工 攪拌工	施工数量 施工深さ h	設計値以上 設計値以上	適 宜  	設計図の表示箇所にて測定。



【検査の基準：出来形】

工 種	測 定 項 目	出 来 形 規 格 値 mm	検 査 要 領	摘 要 (▽は基準高の測定箇所)	参 考	
					施 工 管 理 基 準	
そ の 他	区画線工	厚さ(熔融式のみ) t 幅 W 延長 L	設計値以上 設計値以上 - 200	適 宜		各線種毎に, 1箇所テスト ピースにより測定。
	縁石工 (縁石, アスカーブ) 嵩上工	幅 W 高さ h 延長 L	- 20 - 30 - 200	適 宜		1箇所/1施工箇所。
	防火水槽	幅 W, W' 厚さ t 高さ h	- 30 - 20 - 30	適 宜		1 施工箇所毎。

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考	
					品 質 管 理 基 準 ( 試 験 基 準 )	
下層路盤	材料試験	骨材のふるい分け試験	J I S A 5 0 0 1 表 2 参 照	品質証明の資料	J I S A 1 1 0 2	施工前及び材料変更時
		修正 C B R 試験	粒状路盤： 修正 C B R $\geq 2 0 \%$ クラッシュラン鉄鋼スラグ及 びアスファルト再生骨材を含 む再生クラッシュラン： 修正 C B R $\geq 3 0 \%$	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-5	
		土の液性限界・ 塑性限界試験	塑性指数 $P I \leq 6$	品質証明の資料	J I S A 1 2 0 5	
		鉄鋼スラグの水 浸膨張性試験	1. 5 %以下	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-16	
		道路用スラグの 呈色判定試験	呈色なし	品質証明の資料	J I S A 5 0 1 5	
	施工試験	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々 93. 0 %以上 $\bar{x} 3$ 97. 0 %以上 $\bar{x} 6$ 96. 0 %以上  舗道箇所：設計図書による	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密 度の93%以上を満足するものとし、かつ6個 の測定値の平均値 $\bar{x} 6$ が規格値を満足しな ければならない。6個の測定値が得がたい場 合は3個の測定値の平均値 $\bar{x} 3$ が規格値を満 足していなければならない。 ・ 1, 000㎡未満の工事（ただし、維持工事は 除く）は、1工事につき任意の3個 ・ 1, 000㎡以上2, 000㎡未満の工事は4個、以 後1, 000㎡ごとに1個。
		プルーフローリ ング	—	—	舗装調査・試験法 便覧[4]-210	全幅、全区間で実施
		骨材のふるい分け試験	J I S A 5 0 0 1 表 2 参 照	品質証明の資料	J I S A 1 1 0 2	施工前及び材料変更時
		修正 C B R 試験	修正 C B R $\geq 8 0 \%$ アスファルト再生骨材含む場 合は、90%以上 40℃で行った場合は、80 %以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-5	
		土の液性限界・ 塑性限界試験	塑性指数 $P I \leq 4$	品質証明の資料	J I S A 1 2 0 5	
鉄鋼スラグの修 修正 C B R 試験	修正 C B R $\geq 8 0 \%$ 以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-5			
鉄鋼スラグの水 浸膨張性試験	1. 5 %以下	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-16			
鉄鋼スラグの呈 色判定試験	呈色なし	品質証明の資料	J I S A 5 0 1 5 舗装調査・試験法 便覧[4]-10			
鉄鋼スラグの一 軸圧縮試験	1. 2 M p a 以上 ( 1 4 日 )	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-12			
鉄鋼スラグの単 位容積質量試験	1. 5 0 k g / l 以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[2]-106			

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考
					品 質 管 理 基 準 ( 試 験 基 準 )
上層路盤	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々 93.0%以上 $\bar{x}_3$ 96.5%以上 $\bar{x}_6$ 95.5%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密 度の93%以上を満足するものとし、6個の測 定値の平均値 $\bar{x}_6$ が規格値を満足しなけれ ばならない。6個の測定値が得がたい場合は 3個の測定値の平均値 $\bar{x}_3$ が規格値を満足し ていなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は 除く）は、1工事につき任意の3個 ・1,000㎡以上2,000㎡未満の工事は4個、以 後1,000㎡につき1個
	プルーフローリ ング	下層路盤で実施の場合は適用 しない。	—	舗装調査・試験法 便覧[4]-210	全幅、全区間で実施
セメント安定処 理路盤	一軸圧縮試験	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト 舗装) 2.0Mpa (コンクリート 舗装)	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-38	施工前及び材料変更時
	骨材の修正CB R試験	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		舗装調査・試験法 便覧[4]-5	
	土の液性限界・ 塑性限界試験	下層路盤： 塑性指数 PI ≤ 9 上層路盤： 塑性指数 PI ≤ 9		JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧[4]-103	
	現場密度	最大乾燥密度に対し 個々 93.0%以上 $\bar{x}_3$ 96.5%以上 $\bar{x}_6$ 95.5%以上  舗道箇所：設計図書による	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大 粒径が53mm以下の 場合のみ適用でき る	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密 度の93%以上を満足するものとし、6個の測 定値の平均値 $\bar{x}_6$ が規格値を満足しなけれ ばならない。6個の測定値が得がたい場合は 3個の測定値の平均値 $\bar{x}_3$ が規格値を満足し ていなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は 除く）は、1工事につき任意の3個 ・1,000㎡以上2,000㎡未満の工事は4個、以 後1,000㎡につき1個
アスファルト舗 装 アスファルト安 定処理路盤	骨材の密度及び 吸水率試験	基層・表層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸 水 率：3.0%以下	品質証明の資料	JIS A 1109 JIS A 1110	施工前及び材料変更時
	骨材のふるい分 け試験	JIS A 5001 表2参照		JIS A 1102	
	骨材中の粘土塊 量の試験	粘土，粘土塊量： 0.25%以下		JIS A 1137	
	粗骨材の形状試 験	細長，あるいは扁平な石片： 10%以下		舗装調査・試験法 便覧[2]-45	
	フィラーの粒度 試験	舗装調査・試験法便覧 表3.3.17による		JIS A 5008	
	フィラーの水分 試験	1%以下		JIS A 5008	
プ ラ ン ト 試 験	粒度：2.36 mmフルイ	2.36mmふるい： ±12%以内基準粒度	品質証明の資料	舗装調査・試験法 便覧[2]-14	異常が認められた時。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分 け試験 1~2回/日
	粒度：75μm フルイ	75μmふるい： ±5%以内基準粒度		舗装調査・試験法 便覧[2]-14	
	アスファルト量 抽出粒度分析試 験	アスファルト量：±0.9 %以内		舗装調査・試験法 便覧[4]-238	

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考	
					品 ( 質 試 験 基 準 )	考 管 理 基 準 )
アスファルト舗装 アスファルト安定処理路盤	プラント試験 温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	配合設計で決定した混合温度	品質証明の資料	温度計による。	随時	
	舗設現場 現場密度	車道：基準密度に対して、 個々 94.0%以上 平均 96.5%以上 平均 96.0%以上 歩道箇所：設計図書による  指定がない場合は、 個々 90.0%以上 平均 92.5%以上 平均 92.0%以上	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[3]-91		・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ6個の測定値の平均値平均6が規格値を満足しなければならない。6個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値平均3が規格値を満足していなければならない。 ・1,000㎡未満の工事（ただし、維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個 ・1,000㎡以上2,000㎡未満の工事は4個、以後1,000㎡につき1個
	温度測定 (初転圧前)	110℃以上かつプラント推奨温度±15℃以内	品質証明の資料	温度計による。	随時	
排水性舗装 透水性舗装	舗設現場 温度測定 (初転圧前)	140～160℃	品質証明の資料	温度計による。	随時	
	現場透水試験	X10：1,000ml/15sec以上 X10：300ml/15sec以上（舗道箇所）	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[1]-122		・1,000㎡につき1個
	現場密度	アスファルト舗装を適用する。	品質証明の資料	舗装調査・試験法便覧[3]-97		アスファルト舗装を適用する。
セメント・コンクリート (レディーミクストコンクリート)	材料試験 アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」平成14年7月31日付け国官技第112号・国港環第35号・国空建第78号	品質証明の資料	品質規格値に同じ。		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
	施工試験 塩化物総量規制	原則0.3kg/m³以下。	品質証明の資料	「コンクリートの耐久性向上」		コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。
	圧縮強度試験	1回(供試体3本の平均値)の試験結果は、呼び強度の値の85%以上。かつ、3回の試験結果の平均値は、呼び強度以上。 1回のみ試験結果は、呼び強度以上。 2回の試験結果は、各々呼び強度の値の85%以上でかつ、平均値は呼び強度以上。	品質証明の資料	JIS A 1108		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡毎に1回。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取
(次項に続く)	曲げ強度試験		品質証明の資料	JIS A 1106		コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考											
					品 質 管 理 基 準											
セメント・コンクリート (レディーミクストコンクリート)	施工試験	単位水量測定	配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 。 示方配合単位水量の上限値 粗骨材40mm： 165kg/m <sup>3</sup> 粗骨材20～25mm： 175kg/m <sup>3</sup>	品質証明の資料	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	100m <sup>3</sup> /日以上の場合は、2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数が多い方を採用する。										
		スランプ試験	2.5cm： ±1.0cm 5cm以上8cm未満： ±1.5cm 8cm以上18cm以下： ±2.5cm	品質証明の資料	JIS A 1101	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m<sup>3</sup>毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。</li> <li>道路橋床版の場合は、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。</li> </ul>										
		空気量測定	±1.5%（許容差）	品質証明の資料	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m<sup>3</sup>毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</li> </ul>										
土工 河川、海岸、道路	材料試験	土の締固め試験	設計図書による。	品質証明の資料	JIS A 1210	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。ただし、法面、路肩部の土質は除く。										
砂防		〃	〃	〃	突砂法	当初及び土質の変化時。										
道路土工	施工試験	現場密度 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する	<b>【砂質土】</b> ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合） <b>【粘性土】</b> ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  その他、設計図書による。	品質証明の資料	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214）  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合は、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。										
(次項に続く)			<b>【砂質土】</b> ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。	品質証明の資料	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 1日1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする（管理単位）。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>施工面積</td> <td>0～500m<sup>2</sup></td> <td>500～1000</td> <td>1000～2000</td> </tr> <tr> <td>測 定 点</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</li> </ul>				施工面積	0～500m <sup>2</sup>	500～1000	1000～2000	測 定 点	5	10
施工面積	0～500m <sup>2</sup>	500～1000	1000～2000													
測 定 点	5	10	15													

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考
					品 質 管 理 基 準 ( 試 験 基 準 )
道路土工	施工試験	<p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが<math>2\% \leq Va \leq 10\%</math>または飽和度Srが<math>85\% \leq Sr \leq 95\%</math>。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが<math>2\% \leq Va \leq 8\%</math>。</li> </ul> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>その他、設計図書による。</p>	品質証明の資料		
		<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規程回数だけ締固められたことを確認する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>試験方法1又は2の方法で管理する場合は、規格値を満たしていても、規格値を著しく下回った箇所が存在する場合は、監督員と協議の上、再度転圧する。</p> </div>	品質証明の資料	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>
	プルーフローリング	—	—	舗装調査・試験法便覧[4]-210	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。
海岸土工	施工試験	<p>現場密度 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する</p>	品質証明の資料	<p>最大粒径<math>\leq 53\text{mm}</math>： 砂置換法（JIS A 1214）</p> <p>最大粒径<math>&gt; 53\text{mm}</math>： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法</p>	<p>築堤は、<math>1,000\text{m}^3</math>に1回の割合、又は堤体延長<math>20\text{m}</math>に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。</p> <p>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</li> </ul>
		<p>1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。</p>	品質証明の資料	「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は<math>1,500\text{m}^2</math>を標準とし、1日の施工面積が<math>2,000\text{m}^2</math>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>500\text{m}^2</math>未満：5点</li> <li>・<math>500\text{m}^2</math>以上<math>1,000\text{m}^2</math>未満：10点</li> <li>・<math>1,000\text{m}^2</math>以上<math>2,000\text{m}^2</math>未満：15点</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。</li> </ul>
		<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。</p>	品質証明の資料	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考
					品 質 管 理 基 準 ( 試 験 基 準 )
河川土工	施工試験 現場密度 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。  【砂質土 (25% ≤ 75μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%  または、設計図書による。			
		1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。  【砂質土 (25% ≤ 75μmふるい通過分 < 50%)】 空気間隙率VaがVa ≤ 15% 【粘性土 (50% ≤ 75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%または空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10%  または、設計図書による。	品質証明の資料	「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満：15点 ・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。  試験方法 1 又は 2 の方法で管理する場合は、規格値を満たしていても、規格値を著しく下回った箇所が存在する場合は、監督職員と協議の上、再度転圧する。	品質証明の資料	「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。
砂防土工	施工試験 現場密度 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	品質証明の資料	最大粒径 ≤ 5.3mm : 砂置換法 ( J I S A 1 2 1 4 )  最大粒径 > 5.3mm : 舗装調査・試験法便覧 [ 4 ] - 1 8 5 突砂法	1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔平均値で判定を行う。  左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
		1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	品質証明の資料	「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満：15点
		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	品質証明の資料	「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領」による。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。

【検査の基準：品質】

工 種	試 験 項 目	品 質 規 格 値	検 査 要 領	摘 要 ( 試 験 方 法 )	参 考
					品 質 管 理 基 準 ( 試 験 基 準 )
吹付工 現場吹付法枠工	材料試験 アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」平成14年7月31日付け国官技第112号・国港環第35号・国空建第78号	品質証明の資料	品質規格値に同じ。	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
	プラント試験 細骨材、粗骨材の表面水率試験	設計図書による 但し、偏差0.3%以下。	品質証明の資料	細骨材： J I S A 1 1 1 1 粗骨材： J I S A 1 1 2 5	・細骨材…2回/日以上 ・粗骨材…1回/日以上
	施工試験 圧縮強度試験	吹付工： 供試体3本の $\sigma_{28}$ 強度(現場養生)の平均値が、設計強度以上。 現場吹付法枠工： 設計図書による。 (参考値)18N/mm <sup>2</sup> 以上。 (材令28日)	品質証明の資料	J I S A 1 1 0 8 土木学会規準 J S C E - F 5 6 1 - 1 9 9 9 J I S A 1 1 0 7 J I S A 1 1 0 8 土木学会規準 J S C E - F 5 6 1 - 2 0 0 5	施工延長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)。なお、供試体は現場に配置され型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、 $\phi 5$ cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本( $\sigma_{7}$ …3本、 $\sigma_{28}$ …3本)とする。
鋼 材	材料試験 形状寸法及び質量試験 引張試験 曲げ試験	J I S G 3 1 0 1 J I S G 3 1 0 6 J I S G 3 1 0 9 J I S G 3 1 1 2 J I S G 3 1 1 4 J I S A 5 5 2 5 J I S A 5 5 2 6 J I S A 5 5 2 8	品質証明書、又は試験報告書。	J I S G 3 1 9 1 J I S G 3 1 9 2 J I S G 3 1 9 3 J I S G 3 1 9 4 J I S Z 2 2 0 1 J I S Z 2 2 4 1 J I S Z 2 2 0 4 J I S Z 2 2 4 8	棒鋼は、種類ごとに、2t以上とする。 形鋼は、種類ごとに、5t以上とする。